

# 神奈川県教育委員会による教科書採択への不法不当な介入に抗議する

2013年8月6日

神奈川県教育委員会  
教育委員長 具志堅幸司 様  
教育長 藤井 良一 様

一般財団法人 歴史科学協議会  
代表理事 糟谷憲一（一橋大学名誉教授）  
塚田 孝（大阪市立大学文学部教授）  
連絡先：東京都北区滝野川2-32-10-202  
電話・FAX 03-3949-3749

神奈川県教育委員会（以下「県教委」）は、7月24日、来年度使用教科書として実教出版発行の『高校日本史A』『高校日本史B』を選定した県立高等学校28校の校長に対し、選定のやり直しを求めた。

県教委は、国旗掲揚・国歌斉唱は学習指導要領に基づく教職員の責務であり強制には当らないとし、同教科書の「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記述が、県教委の方針と相容れないことを理由としている。

さらに県教委は、高校側が選定を変更せず、県教委が不採択を決定し採択教科書の変更を指示した場合には、その校名を公表するとしている。この点について県教委は各校長に対し「校名が公表されれば混乱も予想される」と伝えた。これを受けた校長が校内で、選定を変更しなければ右翼の攻撃にあうなどと教職員に説明している。このことは、県教委が暗に右翼の街宣車が来るなどと各校長を脅していることを示している。

上記の事実は、以下に述べるように、きわめて不法不当なものである。

1. 教科書の採択においては、日々生徒と向き合い教育を行っている学校現場の意見が最大限尊重されるべきであり、県立高校においても、これまで学校の選定が県教委によって覆された例はない。
2. 国旗掲揚・国歌斉唱は強制にはあたらないという県教委の考え方は一つの考え方だとしても、当該教科書を検定合格させた文部科学省は「権限のあるものが職務命令をもって命ずることを『強制』と表現することは誤りではない」と説明している。したがって、現在の学校現場における国旗掲揚・国歌斉唱の実態を「強制」と見るかどうかについて、異なる考え方方が存在していることは明らかである。そうしたときに、県教委の考え方と相容れないとして検定に合格している教科書でさえすべての県立高校から排除しようとするのは、行政機関の考え方と異なる考え方を子ども・青年の耳目に一切触れさせないようにすることを意味し、民主主義の根幹を否定することと言わなければならない。それは多様な事実や考え方に対する偏見から自らの見方考え方を形成していく子ども・青年の学習権を著しく侵害するものもある。

3. 現行検定制度の是非はともかく、当該教科書は現行法制のもとで検定に合格し合法的に教科書として出版し使用することが認められたものである。地方教育委員会が自らの考え方と相容れないことを理由にその採択を排除できる法的根拠はなんら存在しないにもかかわらず、行政機関としての県教委が出版物としての教科書を使用させないことは、行政による思想統制、言論出版の自由の侵害であり、憲法 19 条、21 条に明らかに違反する行為である。

4. 教育に対する外部からの不法な政治的暴力的介入を許さず教育現場を守るのは、教育行政機関としての県教委の責務である。にもかかわらず、選定変更しない学校名を公表するなどと暗に右翼団体の暴力的介入をほのめかして学校側を脅迫し、教科書の選定変更をせまるのは、県教委自身が右翼団体の教育への暴力的介入を容認しそそのかす行為であって、行政機関としてあるまじき不法行為である。

私たち歴史科学協議会は、科学的な歴史学の研究を志す歴史研究者・歴史教育に携わる者による学術団体であるが、以上の理由から、このたびの県教委の行いは、るべき高校教育・歴史教育の範囲を逸脱したものとして到底容認することはできない。

よって、私たちは県教委が 7 月 24 日に行った県立高等学校長に対する一連の要求に厳重に抗議するとともに、それを直ちに撤回し、学校が選定した教科書を変更させることなく採択することを強く要求するものである。

以上